

平成19年（行ウ）第648号ほか 開発許可処分差止等請求事件
原告 氏名省略 ほか
被告 渋谷区、東京都

検証の目的、対象、方法についての提案

東京地方裁判所民事第38部 御中

2010年9月8日

原告ら訴訟代理人 弁護士 斉藤 驍

1) 全体の概要

- ・敷地内外のポイントを決めて、ビデオによる撮影を行う。撮影方向は、360度回転させる（但し①については180度、②③については90度）。これは敷地内及び外からの外観を把握する。
- ・撮影箇所は、別紙「建物配置図」に図示した①～⑧の箇所とする。
- ・これは、樹林（庭）と建物の外観を把握する。
撮影は、ビデオと共に写真でも行う。撮影方法は別途指示。
参考；別紙 ※庭園の写真を参考にする。

2) 建物と門の文化的価値

- ① 建物の羽澤ガーデン見取り図をもとにする。
- ② 全体の建築様式を確認。
- ③ 各建物について
 - ・ 建材
 - ・ 建築方法 屋根、天井、柱、壁、床等
 - ・ 造作その他
 - ・ 建築年代の推認
 - ・ その他
- ④ 検証方法
 - ・ 門については、外観から、視認等を行い、かつ写真撮影等を行う。
 - ・ 上記②③を確認、評価する。
- 本体建物と離れ（『明竜の間』等）
 - ・ 上記見取り図に従い、各部屋毎に検証する。

床の間、欄間等も対象とする。

- ・視認等と共に写真撮影等を行う。
- ・上記②③を確認、評価。

参考；別紙文化的価値と題する写真及び見取図を参照。

- 建物、門に関する専門家として以下の者を立ち合わせ、その確認、評価を聞き取り、調書に記載する。

専門家の氏名、肩書

- 1 前野まさる（東京芸大名誉教授、イコモス国内委員会前委員長）
 - 2 福川裕一（千葉大学大学院工学研究科教授、建築・文化財）
- 他

3) 建物と一体となった庭及び周辺の文化的・歴史的価値と景観

1 検証方法

2)、3) について別紙文化的価値と題する写真と見取図及び上記見取図及び前野等の意見書（甲75号証）を参照して、内外から視認等を行い、写真撮影等を行う。

2 専門家の立会

上記2名他

4) 緑と土壌（特に表土）の状況

① 敷地内の、緑の配置とその広さの確定

別紙「自然地」と題する図面を参照し、全体を一体の緑地として把握する。面積は写真撮影等と目測により概況を把握する。

※これは、敷地地図に書き込む方法で行う（別途用意）。

② 緑の配置場所としては、別紙上記図面の記載する場所を参考とする。

③ それぞれ（区分けすれば）の樹木集団における

- ・樹木の種類（分類としてどの位までするかは専門家らの意見で）
- ・概ねの樹木の太さ並びに樹高
- ・樹木の本数（種類ごとに）

④ 土壌の状況と表土の保全

⑤ 記録の方法

- ・数値化できる物は、調書に記載。
- ・それ以外の外観は、1) とは別に写真撮影等の方法による。
- ・撮影場所並びに対象、方向は現地にて判断。

⑥ 地図の作り方を要検討

⑦ その他

- ⑧ 緑と土壌に関する専門家として以下の者を立ち合わせ指示説明を求める。
- 1 赤坂 信（千葉大学園芸学部教授）
- 他

5) 敷地の状況（土砂崩れ、溢水に即して）

- ① 敷地内数カ所を指定して、別紙勾配図に沿って標高を視認。写真撮影等。その場所として、別紙建物配置図①⑥⑨の箇所とする。
- ② 西側から東側にかけての傾斜角度（勾配）、標高差の測定。
- ③ 土質と擁壁
 - ・場所は、特に東側について（別紙「土砂崩れ」と題する写真を参照）
検証を要する。
- ④ 水害についても、原告橋、大越宅前道路の状況を検証する。
参考；別紙「水害」と題する写真を参照。
- ⑤ 本事項に関する専門家と以下の者を立ち合わせ、指示説明を求める。
 - 1 上記赤坂教授 他

6) その他